

事業報告書

(自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 コイズミ 歯科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 兵庫県姫路市本町 200 番地
- (3) 設立認可年月日 平成 12 年 10 月 24 日
- (4) 設立登記年月日 平成 12 年 11 月 6 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 42 条の管理者として管理する病院等を含む。）の業務）
- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和 7 年 7 月 20 日 令和 6 年度決算の決定
- 令和 8 年 4 月 30 日 令和 8 年度の事業計画及び収支予算の決定

種 類	施設の名称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	コイズミ 歯科	2834005627	兵庫県姫路市本町 200 番地	無し

※医療法人整理番号

法人名 医療法人社団 コイズミ歯科
所在地 兵庫県姫路市本町200番地

財 産 目 録

(令和8年5月31日現在)

1 資 産 額	25,017	千円
2 負 債 額	16,876	千円
3 純 資 産 額	8,140	千円

(内訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	16,177
B 固定資産	8,839
C 資産合計 (A+B)	25,017
D 負債合計	16,876
E 純資産 (C-D)	8,140

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

※医療法人整理番号

法人名 医療法人社団 コイズミ歯科
所在地 兵庫県姫路市本町200番地

貸 借 対 照 表
(令和8年5月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	16,177	I 流動負債	4,320
II 固定資産		II 固定負債	12,556
1 有形固定資産	8,655	負 債 合 計	16,876
2 無形固定資産		純 資 産 の 部	
3 その他の資産	184	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	1,859
		IV 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	8,140
資 産 合 計	25,017	負債・純資産合計	25,017

※医療法人整理番号

法人名 医療法人社団 コイズミ歯科

所在地 兵庫県姫路市本町200番地

損益計算書

(自令和7年6月1日 至令和8年5月31日)

(単位:千円)

科 目		金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業収益		
1 事業収益		36,143
2 事業費用		37,286
本来業務事業利益		-1,143
事業利益		-1,143
II 事業外収益		384
III 事業外費用		222
経常利益		-981
IV 特別利益		
V 特別損失		
税 引 前 当 期 純 利 益		-981
法 人 税		85
法 人 税 等 調 整 額		
当 期 純 利 益		1,067

※医療法人整理番号									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

法人名	医療法人社団	コイズミ歯科
所在地	兵庫県姫路市本町200番地	

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 コイズミ歯科
理事長 小泉 達哉 殿

私は、医療法人社団コイズミ歯科の令和7会計年度（令和7年6月1日から令和8年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査報告

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年7月20日

医療法人社団 コイズミ歯科、
監事 田 中 義 人、